

議案第 21 号 令和 8 年度 守 口 市 一 般 会 計 予 算

議案第 22 号 令和 8 年度 守口市特別会計国民健康保険事業予算

議案第 23 号 令和 8 年度 守口市特別会計後期高齢者医療事業予算

議案第 24 号 令和 8 年度 守口市特別会計介護保険事業予算

議案第 25 号 令和 8 年度 守口市特別会計公共用地先行取得事業予算

令和8年度 守口市一般会計予算

令和 8 年度守口市一般会計予算

令和 8 年度守口市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 74,780,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、

「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、

利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月19日提出

守口市長 瀬野 憲一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 市税		23,937,632
	1 市民税	10,151,330
	2 固定資産税	9,753,769
	3 軽自動車税	176,309
	4 市たばこ税	1,109,117
	5 事業所税	792,852
	6 都市計画税	1,954,255
2 地方譲与税		209,100
	1 地方揮発油譲与税	40,100
	2 自動車重量譲与税	153,000
	3 森林環境譲与税	16,000
3 利子割交付金		58,000
	1 利子割交付金	58,000
4 配当割交付金		248,000
	1 配当割交付金	248,000
5 株式等譲渡所得割交付金		311,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	311,000
6 法人事業税交付金		430,000
	1 法人事業税交付金	430,000
7 地方消費税交付金		3,600,000
	1 地方消費税交付金	3,600,000
8 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
9 地方特例交付金		225,600
	1 地方特例交付金	221,900

(単位：千円)

款	項	金額
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	3,700
10 地方交付税		9,200,000
	1 地方交付税	9,200,000
11 交通安全対策特別交付金		15,000
	1 交通安全対策特別交付金	15,000
12 分担金及び負担金		968,443
	1 負担金	968,443
13 使用料及び手数料		769,583
	1 使用料	530,012
	2 手数料	239,571
14 国庫支出金		21,025,487
	1 国庫負担金	19,011,071
	2 国庫補助金	1,981,651
	3 委託金	32,765
15 府支出金		6,758,962
	1 府負担金	5,311,754
	2 府補助金	1,175,350
	3 委託金	271,858
16 財産収入		410,819
	1 財産運用収入	362,219
	2 財産売払収入	48,600
17 寄附金		250,240
	1 寄附金	250,240
18 繰入金		1,705,800
	1 繰入金	1,705,800

(単位：千円)

款	項	金額
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		1,082,232
	1 延滞金及び過料	40,000
	2 市預金利子	2,135
	3 貸付金元利収入	3,896
	4 収益事業収入	383,243
	5 受託事業収入	43,993
	6 雑入	608,965
21 市債		3,574,100
	1 市債	3,574,100
歳入	合計	74,780,000

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 議会費		380,280
	1 議会費	380,280
2 総務費		6,143,109
	1 総務管理費	4,966,671
	2 徴税費	561,609
	3 戸籍住民基本台帳費	471,384
	4 選挙費	76,215
	5 統計調査費	41,855
	6 監査委員費	25,375
3 民生費		44,295,386
	1 社会福祉費	17,887,775
	2 児童福祉費	15,943,380
	3 生活保護費	10,458,389
	4 災害救助費	5,842
4 衛生費		6,354,447
	1 保健衛生費	3,544,826
	2 清掃費	2,749,974
	3 上水道費	59,647
5 産業費		126,234
	1 農業費	50,171
	2 商工費	76,063
6 土木費		3,477,533
	1 土木管理費	442,248
	2 道路橋りょう費	711,870
	3 都市計画費	2,240,792
	4 住宅費	82,623

(単位：千円)

款	項	金額		
7 消防費		2,388,733		
	1 消防費	2,388,733		
8 教育費		6,408,281		
	1 教育総務費	2,070,521		
	2 小学校費	3,158,107		
	3 中学校費	654,001		
	4 幼稚園費	40,444		
	5 社会教育費	485,208		
9 災害復旧費		1		
	1 災害復旧費	1		
10 公債費		5,175,996		
	1 公債費	5,175,996		
11 予備費		30,000		
	1 予備費	30,000		
歳	出	合	計	74,780,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広報もりぐち及びもりぐち市議会だより印刷事業	令和9年度まで	37,833 千円
議会音声データ反訳業務委託事業	令和9年度まで	1,862 千円
議会公用車運行管理業務委託事業	令和11年度まで	21,384 千円
新地方公会計制度財務書類等 作成支援業務委託事業	令和13年度まで	7,000 千円
路上喫煙防止指導啓事 発等業	令和10年度まで	4,027 千円
消費生活センター相談業務委託事業	令和9年度まで	22,704 千円
統一地方選挙事業	令和9年度まで	71,049 千円
第5次地域福祉計画策定支援業務委託事業	令和9年度まで	7,227 千円
地域生活支援拠点等施設整備事業（相談機能分）	令和11年度まで	92,000 千円
子ども見守り強化事業	令和11年度まで	53,501 千円
児童手当・児童扶養手当等システム標準化構築事業	令和13年度まで	149,432 千円

事 項	期 間	限 度 額
も り ぐ ち 児 童 ク ラ ブ 入 会 児 童 室 運 営 業 務 委 託 事 業 (追 加 分)	令和10年度まで	34,556 千円
被 保 護 者 健 康 管 理 支 援 業 務 委 託 事 業	令和9年度まで	6,162 千円
分 別 基 準 適 合 物 再 商 品 化 事 業	令和9年度まで	2,066 千円
守 口 市 駅 北 側 エ リ ア リ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 事 業 支 援 業 務 委 託 事 業	令和10年度まで	8,800 千円
水 泳 指 導 補 助 等 業 務 委 託 事 業	令和10年度まで	26,538 千円
中 学 校 等 給 食 費 管 理 シ ス テ ム 導 入 等 業 務 委 託 事 業	令和13年度まで	39,204 千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	資金区分	借入条件				
				利率	償還期間	据置期間	償還方法	その他
市民体育館整備事業費債	千円 8,400	普通貸借又は証券発行	政府・銀行その他	%以内 7.0	年以内 15	年以内 2	半半年満 年賦元一 元元利括 均均等償 等償還還	市財政その他の都合により、償還期間及び据置期間を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は借換えることができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。 なお、借入先の都合その他により翌年度に繰越して借入れることができる。
地区コミュニティセンター整備事業費債	388,300			（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、当該見直し後の利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	20	3		
認定こども園等整備助成事業費債	38,700			20	3			
市民保健センター整備事業費債	780,700			20	3			
ごみ処理施設整備事業費債	468,500			20	3			
廃棄物等大阪湾広域処分場建設事業費債	4,700			20	3			
上水道事業出資債	54,900			30	5			
街路築造事業費債	63,300			20	3			
公園築造事業費債	45,700			20	3			
公共交通施設整備事業費債	22,300			20	3			
道路整備事業費債	193,000			20	3			
消防施設整備事業費債	49,500			20	3			
義務教育施設整備事業費債	1,280,300			25	3			
守口市立図書館整備事業費債	153,300			15	2			
デジタル活用推進事業費債	22,500			5	1			

令和8年度 守口市特別会計国民健康保険事業予算

令和 8 年度守口市特別会計国民健康保険事業予算

令和 8 年度守口市の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,946,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 19 日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 国民健康保険料			2, 6 3 8, 7 3 6
	1 国民健康保険料		2, 6 3 8, 7 3 6
2 一部負担金			1
	1 一部負担金		1
3 使用料及び手数料			1, 4 8 4
	1 手数料		1, 4 8 4
4 国庫支出金			2, 1 3 4
	1 国庫補助金		2, 1 3 4
5 府支出金			9, 5 6 9, 1 9 4
	1 府補助金		9, 5 6 9, 1 9 4
6 財産収入			1 9, 7 5 1
	1 財産運用収入		1 9, 7 5 1
7 繰入金			1, 6 6 3, 6 8 5
	1 繰入金		1, 6 6 3, 6 8 5
8 諸収入			5 1, 0 1 5
	1 延滞金、加算金及び過料		4 0, 0 1 8
	2 市預金利子		1
	3 雑入		1 0, 9 9 6
歳 入	合 計		1 3, 9 4 6, 0 0 0

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		362,012
	1 総務管理費	353,397
	2 徴収費	8,186
	3 運営協議会費	429
2 保険給付費		9,389,762
	1 療養諸費	7,993,373
	2 高額療養諸費	1,295,150
	3 移送費	50
	4 出産育児諸費	67,529
	5 葬祭諸費	11,000
	6 任意給付費	22,660
3 国民健康保険事業費納付金		3,947,395
	1 医療給付費分	2,753,169
	2 後期高齢者支援金等分	814,039
	3 介護納付金分	306,999
	4 子ども・子育て支援納付金分	73,188
4 保健事業費		173,599
	1 特定健康診査等事業費	77,272
	2 保健事業費	96,327
5 基金積立金		19,751
	1 基金積立金	19,751
6 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
7 諸支出金		49,481
	1 償還金及び還付加算金	49,481
8 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出	合 計	13,946,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特 定 保 健 指 導 業 務 委 託 事 業	令和12年度まで	54,347 千円

令和8年度 守口市特別会計後期高齢者医療事業予算

令和8年度守口市特別会計後期高齢者医療事業予算

令和8年度守口市の特別会計後期高齢者医療事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,107,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月19日提出

守口市長 瀬野 憲一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2, 211, 026
	1 後期高齢者医療保険料	2, 211, 026
2 使用料及び手数料		185
	1 手数料	185
3 繰入金		862, 235
	1 一般会計繰入金	862, 235
4 繰越金		32, 650
	1 繰越金	32, 650
5 諸収入		904
	1 雑入	426
	2 延滞金、加算金及び過料	478
歳 入	合 計	3, 107, 000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		3,099,350
	1 総務管理費	116,080
	2 後期高齢者医療広域連合納付金	2,983,270
2 諸支出金		4,650
	1 償還金及び還付加算金	4,650
3 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出	合 計	3,107,000

令和8年度 守口市特別会計介護保険事業予算

令和 8 年度守口市特別会計介護保険事業予算

令和 8 年度守口市の特別会計介護保険事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17,984,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 地域支援事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 19 日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 介護保険料		3,684,502
	1 介護保険料	3,684,502
2 使用料及び手数料		984
	1 手数料	984
3 国庫支出金		4,216,775
	1 国庫負担金	3,178,079
	2 国庫補助金	1,038,696
4 支払基金交付金		4,621,862
	1 支払基金交付金	4,621,862
5 府支出金		2,444,496
	1 府負担金	2,339,853
	2 府補助金	104,643
6 財産収入		7,905
	1 財産運用収入	7,905
7 繰入金		3,004,304
	1 一般会計繰入金	3,004,304
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		3,171
	1 延滞金、加算金及び過料	249
	2 雑入	2,922
歳 入	合 計	17,984,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		583,820
	1 総務管理費	428,896
	2 介護認定審査会費	154,924
2 保険給付費		16,978,247
	1 保険給付費	16,978,247
3 地域支援事業費		387,958
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	115,669
	2 一般介護予防事業費	24,098
	3 包括的支援事業・任意事業費	248,191
4 基金積立金		7,905
	1 基金積立金	7,905
5 公債費		7,000
	1 公債費	7,000
6 諸支出金		16,070
	1 償還金及び還付加算金	16,070
7 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出	合 計	17,984,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介 護 保 険 関 係 帳 票 作 成 及 び 封 入 封 緘 業 務 委 託 事 業	令和9年度まで	21,334 千円
介 護 保 険 シ ス テ ム 標 準 化 構 築 事 業	令和14年度まで	203,139 千円

令和8年度 守口市特別会計公共用地先行取得事業予算

令和 8 年度守口市特別会計公共用地先行取得事業予算

令和 8 年度守口市の特別会計公共用地先行取得事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 416,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、416,000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 繰入金			12,064
	1 繰入金		12,064
2 財産収入			83,836
	1 財産売却収入		83,836
3 市債			320,100
	1 市債		320,100
歳 入	合 計		416,000

歳 出 (単位：千円)

款	項	金額
1 用地取得費		94,314
	1 用地取得費	94,314
2 公債費		321,550
	1 公債費	321,550
3 諸支出金		36
	1 繰出金	36
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	416,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	資金区分	借入条件				
				利率	償還期間	据置期間	償還方法	その他
街路築造事業費債	千円 94,200	普通貸借又は証券発行	政府・銀行その他	%以内 7.0 (ただし、 直方公、 し地方利 を行共、 つ団率 た体見 後金直 にお融し いて機方 は、資 、金借 当にり 該つ入 見いて、 直し、 後利政 の率府 の金 利率見 率)及	年以内 2	年以内 2	半年満 年年賦期 賦賦元一 元元利括 利金均償 均均等還 等償償還 償償還	市財政その他の都合によ り、償還期間及び据置期間を 短縮し、もしくは繰上償還を し、又は借換えることができ るものとし、借入先の融通条 件があるときは、これに従う ことができる。 なお、借入先の都合その他 により翌年度に繰越して借入 れることができる。